議案第34号

西海市税条例等の一部を改正する条例の制定について

西海市税条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年6月10日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市税条例等の一部を改正する条例

(西海市税条例の一部改正)

第1条 西海市税条例(平成17年西海市条例第56号)の一部を次のように改正 する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。 第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定 申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定め る事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、 適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定 申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施 行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に 係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株

式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書 に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度 の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に 改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次 に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)

の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に 住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に 係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受 けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に 係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受 けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第25条を削る。

(西海市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 西海市税条例の一部を改正する条例(令和3年西海市条例第20号)の 一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項を改める改正規定を次のように改める。

第36条の3の3第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中西海市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例 附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第 6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第1条中西海市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73 条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部 を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の 施行の日(令和6年4月1日)

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の西海市税条例(以下「新条例」という。)第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の西海市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書につい

ては、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の西海市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。(固定資産税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 新条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の 規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382 条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを 含む。)の交付について適用する。

新旧対照表

第1条による改正 西海市税条例の一部改正

新	III
西海市税条例	西海市税条例
平成17年4月1日	平成17年4月1日
西海市条例第56号	西海市条例第56号
第1条~第18条の3 (略)	第1条~第18条の3 (略)
(納税証明書の交付手数料)	(納税証明書の交付手数料)
第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 (法第382条の4に規定す	第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、西海市手数料
る当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	条例(平成17年西海市条例第60号)に規定する金額とする。ただし、
の手数料は、西海市手数料条例(平成17年西海市条例第60号)に規定	道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴
する金額とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明	しない。
書については、手数料を徴しない。	- (96)
2 (略)	2 (略)
第19条~第32条 (略)	第19条~第32条 (略)
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第33条 (略)	第33条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)

旧

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する 確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規 則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金 額については、適用しない。

- 5 (略)
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する 確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項 その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲 渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日 の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 5 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があると

-t-p-"	III.
新	旧
	き (特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてや
	<u>むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株</u>
	式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただ
	し、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出
	された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を
	勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認め
	<u>るときは、この限りでない。</u>
	(1) 第36条の2第1項の規定による申告書
	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号
	に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確
	定申告書に限る。)_
第34条~第34条の8 (略)	第34条~第34条の8 (略)
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告	第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当
また記載した歴史記』があるだりの公式の記憶の甘T林した。た歴史	

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告</u> 畫に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定 配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課 された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲 渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当 等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となっ た特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割 額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額 申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の 基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定によ

された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
- 3 (略)

第35条及び第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を

ĺΗ

- り株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
- 3 (略)

第35条及び第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を

旧

有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった 者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除 く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険 料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。) の法第314 条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前 年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶 者に該当しないものに係るものを除く。) 若しくは法第314条の2第4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しく は医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しく は第34条の7第1項(同項第11号に掲げる寄附金(特定非営利活動促 進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項 に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項 において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除 すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の 控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等 以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定す る者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除 く。) については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計

有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった 者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除 く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険 料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条第1 項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。) 若 しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと 併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規 定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第11号に掲げる寄 附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利 活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対 するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び 第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税 額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この 条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及 び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄 の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計

所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。

3~10 (略)

第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を

旧

所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3~10 (略)

第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下

(2) (略)

(3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

新	旧
この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的	
年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ	
り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経	
由して、市長に提出しなければならない。	
(1) (理各)	(1) (略)
(2) 特定配偶者の氏名	
<u>(3)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
<u>(4)</u> (昭名)	<u>(3)</u> (略)
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
第36条の4~第73条 (略)	第36条の4~第73条 (略)
(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)	(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)
第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧(法第	第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料
382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をし	は、西海市手数料条例に規定する金額とする。ただし、法第416条第3
たものの閲覧を含む。) の手数料は、西海市手数料条例に規定する金	項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の
額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により	閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。
公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手	
数料を徴しない。	
2 (略)	2 (略)

IΗ

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、証明書1枚ごとに西海市手数料条例に規定する金額とする。

第74条~第151条 (略)

附則

第1条~第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに西海市手数料条例に規定する金額とする。

第74条~第151条 (略)

附則

第1条~第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

新 旧 (略) (略) 第7条の4~第16条の2 第7条の4~第16条の2 (略) (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 第16条の3 (略) 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特 定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当 定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当 等」という。) に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税 等」という。) に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税 義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当 義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。 4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に 係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のあ る第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲 げる場合を除く。) に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税 義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配 当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用 を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の 特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適 用しない。 (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告

新	旧
3 (略)	書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された 事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当 であると市長が認めるとき。 3 (略)
第16条の4及び第17条 (略)	第16条の4及び第17条 (略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
第17条の3~第20条 (略)	第17条の3~第20条 (略)

新	IΒ
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特
例)	例)
第20条の2 (略)	第20条の2 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の
税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の	4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知
適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ
	<u>の</u> 項において同じ。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の
	記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについ
	てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適
	用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書が
	いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ
	の他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であ
	ると市長が認めるときは、この限りでない。
	(1) 第36条の2第1項の規定による申告書
	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号
	に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確
	定申告書に限る。)
5 (略)	5 (略)
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特

新 旧 例) 例) 第20条の3 (略) 第20条の3 (略) 2及び3 (略) 2及び3 (略) 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の 4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知 適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ の項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の 記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについ てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適 用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書が いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ の他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であ ると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号 に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確 定申告書に限る。) (略) (略) 5 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場 合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の 合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の 9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とある 9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とある のは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の<u>年分の</u>所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条~第23条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するも

のは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の</u>同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項</u>の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合<u>(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</u>

第21条~第23条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に 対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律 第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」とい のの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

う。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

- 第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル ス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則 第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年 度」とあるのは、「令和16年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感 染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則 第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年 度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4 年」とする。

新旧対照表

第2条による改正 西海市税条例の一部を改正する条例の一部改正

新	旧	
西海市税条例の一部を改正する条例	西海市税条例の一部を改正する条例	
令和3年7月8日	令和3年7月8日	
西海市条例第20号	西海市条例第20号	
他の改正文 (略) 第36条の3の3第1項中「 <u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</u>	他の改正文 (略) 第36条の3の3第1項中「 <u>控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未</u> 満の者に限る」に改める。	

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中西海市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中西海市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)

(納税証明書に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の西海市税条例(以下「新条例」という。)第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に 係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。 (市民税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の西海市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金 等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第 1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書 については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の西海市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 新条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

西海市税条例等の一部を改正する条例の概要

第1条による改正 西海市税条例の一部改正

条例規定	改正概要	施行日
第 18 条の4 (納税証明書 の交付手数 料) 第 33 条 (所得割の課	○ 法律改正にあわせて改正 固定資産課税台帳に記載されている事項について、名寄帳や評価 証明書等の交付を行う際に、DV 被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載する措置を講じるもの。 ※本条例第72条の2(固定資産税課税台帳の閲覧の手数料)に同じ。 ○ 法律改正にあわせて改正 個人住民税が特別徴収されている上場株式等に係る配当所得及び	R6.4.1
税標準) 第 34 条の9	譲渡所得については、現行では、所得税と住民税では異なる課税方式の選択が可能であるが、課税方式を一致させる措置として、所得税の確定申告書の記載内容と同様の課税方式を個人住民税に適用するもの。 ○ 法律改正にあわせて改正	
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	個人住民税が特別徴収されている上場株式等に係る配当所得及び 譲渡所得を申告した場合には、所得割として課税され、所得割額から先に特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が税額控除される。 この総合課税又は分離課税がある場合の個人住民税特別徴収税額の税額控除を所得税の確定申告書の記載によって行うもの。課税方式を一致させる措置。	
第 36 条の 2 (市民税の申 告)	○ 法律改正にあわせて改正 住民税申告義務が免除されている公的年金等受給者について、源 泉控除対象配偶者の要件を明確化したもの。	
第 36 条の 3 の 2 (個人の市民 税に係る給与 所得者の扶養 親族申告書)	○ 法律改正にあわせて改正 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に配偶者の氏 名の記載を追加するもの。	R5.1.1
第36条の3 の3 (個人の市民 税に係る公的 年金等受給者 の扶養親族申 告書)	○ 法律改正にあわせて改正 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職手当を有す る一定の配偶者及び扶養親族の氏名等の記載を追加し、公的年金等 支払報告書の所定の欄に転記することに用いるもの。 公的年金等控除額の算定においては、退職所得を含まない合計所 得金額とするもの。	

7/1 Hul Ada — A	○ 汁油カエスをもレイルエ	B.E
附則第7条の	○ 法律改正にあわせて改正 住宅借入金等特別控除の延長及び見直し。	R5.1.1
302		
	・適用期限 令和 15 年度 → 令和 20 年度	
	• 入居期限	
	•個人住民税控除限度額 - 10 T 0 T 0 T 0 T 0 T 0 T 0 T 0 T 0 T 0	
	所得税課税所得金額の7%(最高13万6千500円)	
	所得税課税所得金額の5%(最高9万7千500円)	
	この措置による減収額は、全額国費で補填。	
	※住宅ローン控除は、住宅ローンの年度末残高の1%を13年間又は	
	10年間、所得税から所得控除し、控除しきれない場合には、個人住	
	民税から一定額を限度として税額控除する仕組。	
附則第 16 条	○ 法律改正にあわせて改正	R6.1.1
の 3	個人住民税が特別徴収されている上場株式等に係る配当所得について、正規税の公難課税な選択した担合に関い、住民税中代にない。	
(上場株式等	いて、所得税の分離課税を選択した場合に限り、住民税申告におい	
に係る配当所	ても分離課税を適用するもので、課税方式を一致させる措置。	
得等に係る市		
民税の課税の		
特例)		
M 附 則 第 17 条	○ 法律改正にあわせて改正	_
	租税特別措置法第37条の9(平成21年及び平成22年に土地等の	
の2 (原自仕字地	先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例)の規定の適用期限に	
(優良住宅地の造成等のた	伴う引用条項の削除。	
	この個人の所有する土地等を令和3年末までに譲渡した場合の課	
めに土地等を 譲渡した場合	税の特例。	
の長期譲渡所		
得に係る市民		
税の課税の特		
例)		
附則第 20 条	○ 法律改正にあわせて改正	R6.1.1
	特例適用利子等に係る所得について、所得税の分離課税を選択し	
の2 (特別済田利	た場合に限り、住民税申告においても分離課税を適用するもので、	
(特例適用利子等及び特例	課税方式を一致させる措置。	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
個用配 ヨ 等に 係る個人の市	※特例適用利子等とは、日本の租税が免除とされる団体を通じて利	
民税の課税の	子等を得たために特別徴収できなかったもの。	
特例)		

附則第20条 の3 (条約適用利 子等及び条約 適用配当等に 係る個人の市 民税の課税の 特例)	○ 法律改正にあわせて改正 条約適用利子等に係る所得について、所得税の分離課税を選択した場合に限り、住民税申告においても分離課税を適用するもので、 課税方式を一致させる措置。※特例適用利子等とは、日本の租税が免除とされる団体を通じて利子等を得たために特別徴収できなかったもの。	R6.1.1
附則第25条 (新型コロナ ウイルス感染 症等に係る住 宅借入金等特 別税額控除の 特例)	○法律改正にあわせて改正 消費税 10%が適用される住宅取得等の特例の入居期限が令和3 年 12 月末までの住宅ローン減税に適用する期限経過による規定の 削除。	_

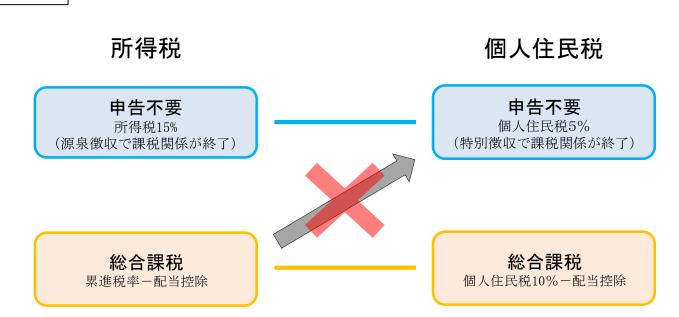
第2条による改正 西海市税条例の一部を改正する条例の一部改正

第 36 条の 3	○令和3年7月8日公布の未施行規定の修正	R6.1.1
の 3	公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、扶養親族の記載	
(個人の市	について、年齢 16 歳未満以外の扶養親族で退職手当等を有する者	
民税に係る	を追加するもの。	
公的年金等		
受給者の扶		
養親族申告		
書)		

上場株式等の配当所得等に係る課税方式

- 現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- 金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、 公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。
 - ※ 令和6年1月1日施行。

見直し



- ※ 上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。
- ※ 上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。